（教員の資格）

第七条　専攻科の教員は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となるもの

二　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四十一条第一号から第五号までに該当する者

三　その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四章　施設

（校舎等）

第八条　専攻科を置く特別支援学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2　専攻科を置く特別支援学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表　専攻科の課程に係る教員数（第六条関係）

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
理療に関する学科、理学療法に関する学科、農業に関する学科、工業に関する学科、理容・美容に関する学科、歯科技工に関する学科、産業一般に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科のうちこれらに類する学科	三十人まで	3
	三十一人から七十五人まで	3＋$\frac{\text{収容定員}-30}{15}$
	七十六人から二百二十五人まで	6＋$\frac{\text{収容定員}-75}{18.75}$
	二百二十六人以上	14＋$\frac{\text{収容定員}-225}{22.5}$
普通科並びに家庭に関する学科、音楽に関する学科、商業に関する学科、美術に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科のうちこれらに類する学科	三十人まで	3
	三十一人から七十五人まで	3＋$\frac{\text{収容定員}-30}{15}$
	七十六人から百五十人まで	6＋$\frac{\text{収容定員}-75}{18.75}$
	百五十一人以上	10＋$\frac{\text{収容定員}-150}{22.5}$

備考　この表の算式中収容定員とあるのは、学科ごとの収容定員をいう。

○厚生労働省告示第百十五号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）第二条第一項及び水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十七号ハの規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）等の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一　水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一号2を次のように改める。

2　水質検査における試薬は、次号から第五十二号までの各号の別表に定めるほか、次に掲げるとおりとすることができること。

(1)　試薬における標準原液、標準液又は混合標準液は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十六条若しくは第百四十四条の規定に基づく証明書又はこれらに相当する証明書（以下この2において「値付け証明書等」という。）が添付され、かつ、次号から第五十二号までの各号の別表に定める標準原液と同濃度のもの又は同表に定める標準液若しくは混合標準液と同濃度のもの（以下この(1)において「同濃度標準液」という。）を用いることができること。この場合において、同濃度標準液は、開封後速やかに使用することとし、開封後保存したものを使用してはならない。

(2)　試薬における標準液又は混合標準液は、(1)に定めるもののほか、次号から第五十二号までの各号の別表に定める標準液又は混合標準液と同濃度に調製することができるもの（値付け証明書等が添付され、かつ、同表に定める標準原液の濃度を超えないものに限る。以下この(2)において「調製可能標準液」という。）を用いて調製することができること。この場合において、調製可能標準液は、標準原液と同濃度のものは除き、開封後速やかに使用することとし、開封後保存したものを使用してはならない。

第三十二号中「別表第十九」の下に「、別表第十九の二又は別表第十九の三」を加える。

別表第19の次に次の二表を加える。

別表第19の2

誘導体化―高速液体クロマトグラフ法

ここで対象とする項目は、ホルムアルデヒドである。

1　試薬

(1)　精製水

別表第19の1(1)の例による。

(2)　アセトン

別表第19の1(2)の例による。

(3)　塩化アンモニウム溶液（1w／v%）

(4)　アセトニトリル

測定対象成分を含まないもの

(5)　リン酸（1＋4）

(6)　DNPH溶液

2，4―ジニトロフェニルヒドラジン0.1gをアセトニトリルに溶かして100mlとしたもの

この溶液は、褐色瓶に入れて冷暗所に保存する。

(7)　炭酸ナトリウム（無水）

(8)　イソアミルアルコール

別表第19の1(5)の例による。

(9)　ヨウ素酸カリウム溶液（0.017mol／L）

別表第19の1(6)の例による。